

弁護士費用の目安

相談料

30分 5千円 (消費税別途)

【民事事件の着手金及び報酬金】

訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件の着手金及び報酬金は、契約に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万を超え、3,000万円以下の部分	5%+9万円	10%+18万円
3,000万円を超え、3億円以下の部分	3%+69万円	6%+138万円
3億円を超える部分	2%+369万円	4%+738万円

※前項の着手金は、10万円(消費税別途)を最低限とします。

【遺産分割調停・審判】

- ① **平均的着手金**・・・30万円～50万円
長期化が見込まれる場合は100万円～
*遺産(特に不動産の評価)・戸籍調査等に思った以上に時間と労力を要し、追加負担をお願いする場合があります
- ② 裁判所で半日程度過ごす場合は、日当として2万円～3万円を加算
- ③ 報酬金は、相続税等の納付額を考慮したうえで、個別に決定

【離婚調停・裁判】

- ① **平均的着手金**・・・30万円～50万円
- ② 財産の取り決めがない離婚が成立した場合の平均的報酬金・・・20万円
- ③ 調停の時間が長引いた日は、日当として2万円～3万円を加算

【刑事事件】

- ① **最低着手金(実費込)**・・・30万円
- ② 無罪や執行猶予となった場合の平均的報酬金・・・20万円～50万円
- ③ 保釈等が認められた場合は、別枠で10万円程度の報酬金

【倒産事件ほか】

- ① **個人の場合**・・・裁判所に納める予納金を除き、30万円～50万円程度
- ② **法人の場合**・・・裁判所に納める予納金と、非常貸借対照表等作成のために税理士・公認会計士に支払う手数料以外に、50万円～100万円
- ③ **個人事業主の場合**・・・ケースバイケースですが、上記①と②の間